

## 【VILLA FOCH GINZA 会員規約】

### 第1条（目的）

この VILLA FOCH GINZA 会員規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 The Oriental F&B Company（以下「当社」といいます。）が運営する会員制店舗「VILLA FOCH GINZA」（以下「本店舗」といいます。）の会員となるお客様（以下「本会員」といいます。）に適用されます。

### 第2条（会員資格種類）

本会員の種類には、A 会員、B 会員、C 会員、D 会員（なお、以上の会員区分については、現在、新規の募集を停止しています。）、VIP 会員、VVIP 会員、法人会員、法人 VIP 会員及び一般会員があり、それぞれの会員に係る会員費及び特典等は、別途当社が定める会員特典規約（以下「特典規約」という。）に規定される場所によります。

### 第3条（入会方法）

- 1 本会員となることを希望するお客様は、所定の申込書に、住所・所在、氏名・名称、電話番号、担当者名（担当者名については法人の場合に限ります。）等の必要事項を記入し、申込みを行わなければなりません。
- 2 当社は、前項の申込みを受けてから入会審査を行うものとし、会員カードを交付する方法によって、お客様が本会員となることを承諾します。なお、当社の裁量で、お客様の入会をお断りすることがあります。
- 3 当社が本会員へ会員カードを交付した日を入会日とします。

### 第4条（本規約等の変更）

- 1 当社は、本規約、特典規約及びサービスの詳細（以下「本規約等」といいます。）について、適宜、その独自の裁量により変更・改定する場合がありますので、予めご了承下さい。
- 2 当社は、本会員に対して、本規約等を変更する場合は、第6条2項に定めるいずれかの方法により変更内容を通します。

### 第5条（譲渡の禁止）

本会員は、本規約等に基づく権利義務について、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為を行うことはできません。

#### 第6条（通知）

- 1 本会員は、本規約等に基づくすべての通知、請求書その他の連絡の必要上送付先として、申込書に記載した住所・所在を指定します。
- 2 本会員に送られるすべての通知および請求書その他の文書は、登録された住所・所在宛てに送付されるものとし、これによって当社はその責を免れます。ただし、通知に関しては、当社は、本店舗が開設するウェブサイト (<http://villa-foch.com/ginza/>) 上において通知すべき内容を掲載することにより、これに代えることができます。

#### 第7条（登録事項の変更）

本会員は、住所・所在、氏名・名称、電話番号、担当者名等の申込書に記載した事項に変更が生じた場合、当社の指定する様式により、速やかに変更内容を届け出るものとします。

#### 第8条（反社会的勢力の排除）

- 1 本会員は、本会員または本会員の取締役、執行役及びこれに準ずる実質的に経営に関与する方（以下「役員等」といいます。）が、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたってもこれに該当しないことを保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 本会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第9条（退会、会員資格の失効等）

- 1 本会員は、当社に対して、当社の定める手続きに従い、申し出日の属する月以降の末

日を指定し退会の申込みを行うことができます。

- 2 以下のいずれかに該当する場合、本会員の資格を失効させていただく場合がございます。なお、会員資格を失効した場合においても、別途合意がある場合を除き、会員費その他の金員の返済等は行われません。
  - (1) 本会員ご本人様の死亡
  - (2) 本店舗及び本店舗スタッフの名誉を傷つけ、または本店舗に於いて、秩序、エチケットを乱す等の言動があり、本店舗から注意、警告を受けたにもかかわらず改善が望めないとき
  - (3) 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき
  - (4) 前条に違反することが明らかとなったとき
  - (5) その他本規約等の重大な違反行為があった場合
- 3 当社は、本会員の資格を取得してから3か月以内または本店舗への来店回数が4回未満の本会員については、当社の判断により、本会員が支払った会員費を返還することにより、本会員の資格を失効させることができます。
- 4 当社による前2項に定める資格失効の処分は、本会員の登録された住所に、書面により通知します。
- 5 本会員は、第1項の退会の申し出日又は前項の資格失効の通知を当社が送付した日から1か月以内に、本店舗にてお預かりしているワイン、蒸留酒及び嗜好品等（以下「保管品」といいます。）を引き取るものします。
- 6 本会員は、前項に定める期間内に保管品のお引き取りがない場合、保管品の所有権を放棄することに同意し、当社によって、保管品が任意の方法で処分されることに何らの異議を述べないものとしします。
- 7 期間の途中で退会した場合であっても、当社は、本会員に対して、既にお支払いいただいた会員費を返還する義務を負いません。
- 8 当社は、本会員の休会制度を設けておらず、本会員より休会の申し出を頂いてもこれを受け付けることができませんのでご了承ください。

附則（2023年●月●日改正）

（効力発生日）

- 1 本会員規約は、2023年●月●日を効力発生日とし、同日より適用します。
- 2 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

## 【VILLA FOCH GINZA 会員特典規約】

### 第1条 (目的)

- 1 この VILLA FOCH GINZA 会員特典規約（以下「本特典規約」といいます。）は、株式会社 The Oriental F&B Company（以下「当社」といいます。）が運営する会員制店舗「VILLA FOCH GINZA」（以下「本店舗」といいます。）の会員規約（以下「会員規約」といいます。）に基づき、本店舗の会員となるお客様（以下「本会員」といいます。）の区分毎の特典の内容を定めることを目的とします。
- 2 本特典規約に定めのない事項は、会員規約に定めるところによります。

### 第2条 (VIP 会員)

- 1 VIP 会員となろうとするお客様は、入会日に、当社の指定するクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）により決済することによって会員費として金 500,000 円（税別）を払い込むこととし、当社の審査を経て、VIP 会員となることができます。  
なお、当社は、VIP 会員の上限数を定めることができます。
- 2 VIP 会員は、入会日に、前項に定める会員費以外の本規約等により発生する費用の決済を行う指定カードを登録するものとします。
- 3 VIP 会員の特典は以下の各号のとおりとなります。
  - ① 3年間の月額会員費が無料（24万円×3年＝72万円相当）
  - ② お会計時に毎回 10%割引（ただし、1本 20万円（税込）以上の酒類については割引の対象外となります。）
  - ③ カフェタイムのソフトドリンクお一人様一杯無料
  - ④ VIP 会員ご本人様及び同伴者 3名様までの cover charge が無料
  - ⑤ VILLA FOCH SOVEREIGN 利用権（第8条に定める）
- 4 VIP 会員の会員資格の有効期限は、入会日より 3年とします。
- 5 有効期間満了の 1か月前までに、VIP 会員から当社へ会員資格を更新しない旨の通知がなく、当社から VIP 会員へ会員資格の更新を認めない旨の通知がない場合は、会員資格は、3年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- 6 前項に定める通知期間を徒過した後に更新しない旨の通知を頂いても当社は対応致しかねますので、十分ご留意ください。
- 7 会員資格が更新された場合、VIP 会員は、会員費として金 500,000 円（税別）を当社が定める支払時期に支払うものとします。

### 第3条 (VVIP 会員)

- 1 VVIP 会員となろうとするお客様は、入会日に、当社の指定するクレジットカードにより決済することによって会員費として金 1,000,000 円（税別）を払い込むこととし、

当社の審査を経て、VVIP 会員となることができます。なお、当社は、VVIP 会員の上限数を定めることができます。

- 2 VVIP 会員は、入会日に、前項に定める会員費以外の本規約等により発生する費用の決済を行う指定カードを登録するものとします。
- 3 VVIP 会員の特典は以下の各号のとおりとなります。
  - ① 5年間の月額会員費が無料（24万円×5年＝120万円相当）
  - ② お会計時に毎回10%割引（ただし、1本20万円（税込）以上の酒類については割引の対象外となります。）
  - ③ カフェタイムのソフトドリンクお二人様一杯無料
  - ④ VVIP 会員ご本人様及び同伴者3名様までの cover charge が無料
  - ⑤ VILLA FOCH SOVEREIGN 利用権（第8条に定める）
- 4 VVIP 会員の会員資格の有効期限は、入会日より5年とします。
- 5 有効期間満了の1か月前までに、VVIP 会員から当社へ会員資格を更新しない旨の通知がなく、当社から VVIP 会員へ会員資格の更新を認めない旨の通知がない場合は、会員資格は、5年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- 6 前項に定める通知期間を徒過した後に更新しない旨の通知を頂いても当社は対応致しかねますので、十分ご留意ください。
- 7 会員資格が更新された場合、VVIP 会員は、会員費として金1,000,000円（税別）を当社が定める支払時期に支払うものとします。

#### 第4条（法人会員）

- 1 法人会員となろうとするお客様（申し込みは事業を営む個人事業主、法人に限ります。）は、入会日に、当社の指定するクレジットカードにより決済することによって法人会員費として入会金5万円及び初月月額会員費金5万円（ともに税別）を払い込むこととし、当社の審査を経て、法人会員となることができます。なお、当社は、法人会員の上限数を定めることができます。
- 2 法人会員は、入会日に、前項に定める会員費以外の本規約等により発生する費用の決済を行う指定カードを登録するものとします。
- 3 法人会員は、当社に対して、月額会員費5万円を、毎月末日までに支払うものとします。なお、入会又は退会が月の途中で行われたとしても、割引は行わず入会月又は退会月の月額会員費は満額発生しますのでご注意ください。
- 4 法人会員には、7枚の社員用会員カードを発行いたします。社員用会員カードをご提示頂くと、第5条4項に定める一般会員の会員特典を受けることができます。なお、同項3号に定める割引は、法人会員全体で月1回のご飲食に限り適用され、社員用会員カード毎または役職員毎に適用されるものではありませんので、ご了承ください。

- 5 社員用会員カードの使用は、法人会員の役職員の方に限ります。
- 6 法人会員の役職員であれば、どなたでも社員用カードをご利用頂けます。
- 7 本店舗を法人会員の役職員がご利用いただくにあたっては、当該役職員の方が当社を初めてご利用になる際は、事前に法人会員より届出の行われた法人会員担当者よりご利用される役職員の方のお名前等をご連絡下さい。ご連絡がない場合は、ご利用をお断りさせて頂く場合がございますので、予めご了承ください。

#### 第5条（法人VIP会員）

- 1 法人VIP会員となろうとするお客様は、入会日に、当社の指定するクレジットカードにより決済することによって法人VIP会員費として金2,000,000円（税別）を払い込むこととし、当社の審査を経て、法人VIP会員とすることができます。なお、当社は、法人VIP会員の上限数を定めることができます。
- 2 法人VIP会員は、入会日に、前項に定める会員費以外の本規約等により発生する費用の決済を行う指定カードを登録するものとします。
- 3 法人VIP会員には、7枚の社員用会員カードを発行いたします。社員用会員カードをご提示頂くと、次項に定める法人VIP会員の特典を受けることができます。
- 4 法人VIP会員の特典は以下の各号のとおりとなります。
  - ① 5年間の月額会員費が無料（60万円×5年＝300万円相当）
  - ② お会計時に毎回10%割引（ただし、1本20万円（税込）以上の酒類については割引の対象外となります。）
  - ③ カフェタイムのソフトドリンクお一人様一杯無料
  - ④ 法人VIP会員ご本人様及び同伴者3名様までのcover chargeが無料
  - ⑤ VILLA FOCH SOVEREIGN 利用権（第8条に定める）
- 5 社員用会員カードの使用は、法人VIP会員の役職員の方に限ります。
- 6 法人VIP会員の役職員であれば、どなたでも社員用カードをご利用頂けます。
- 7 法人VIP会員の会員資格の有効期限は、入会日より5年とします。
- 8 有効期間満了の1か月前までに、法人VIP会員から当社へ会員資格を更新しない旨の通知がなく、当社から法人VIP会員へ会員資格の更新を認めない旨の通知がない場合は、会員資格は、5年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- 9 前項に定める通知期間を徒過した後に更新しない旨の通知を頂いても当社は対応致しかねますので、十分ご注意ください。
- 10 会員資格が更新された場合、法人VIP会員は、会員費として金2,000,000円（税別）を当社が定める支払時期に支払うものとします。
- 11 本店舗を法人VIP会員の役職員がご利用いただくにあたっては、当該役職員の方が当社を初めてご利用になる際は、事前に法人会員より届出の行われた法人会員担当者よりご利用される役職員の方のお名前等をご連絡下さい。ご連絡がない場合は、ご利用

用をお断りさせて頂く場合がございますので、予めご了承ください。

#### 第6条（一般会員）

- 1 一般会員となろうとする者は、入会日に、当社の指定するクレジットカードにより決済することによって一般会員費として入会金3万円及び初月月額会員費金2万円(ともに税別)を払い込むこととし、当社の審査を経て、一般会員となることができます。
- 2 一般会員は、入会日に、前項に定める会員費以外の本規約等により発生する費用の決済を行う指定カードを登録するものとします。
- 3 一般会員は、当社に対して、月額会員費2万円を、毎月末日までに支払うものとします。なお、入会又は退会が月の途中で行われたとしても、割引は行わず入会月又は退会月の月額会員費は満額発生しますのでご注意ください。
- 4 一般会員の会員特典は、以下のとおりです。
  - (1) 本会員ご本人様及び同伴者様1名様までの cover charge が無料
  - (2) VILLA FOCH SOVEREIGN 利用権（第8条に定める）
  - (3) 月額会員費の50%相当額をご飲食代より割引（ただし、月1回のご飲食に限り適用され、複数回のご利用はできません。また、飲食代金が割引対象の1回のご飲食の代金に満たない場合でも、つり銭のお返しはできません。割引によるご飲食をご利用頂かなかった月が発生しても、割引を繰り越すことはできません。）

#### 第7条（オプション・ワイン会員）

- 1 VIP 会員、VVIP 会員、法人会員及び一般会員は、オプションとして、口数を指定したうえでワイン会員の申込みを行うことができます。
- 2 前項の申込みを当社が承諾した場合、本会員は、各会員区分に定める会員費に追加して、月額会員費1口あたり8万円（税別）を毎月末日までに支払うものとします。
- 3 ワイン会員にご入会いただいた方に提供する特典は次のとおりです。
  - (1) 口数に応じてワインを本店舗にて保管（1口24本まで。ただし、箱及び当店の定める規格外のボトルについてはお預かりすることができない場合がありますので、ご了承ください。）
  - (2) 前号により保管するワインを東京都中央区銀座のご指定住所への配送対応（本店舗の営業日・営業時間内に限ります）
- 4 天災その他当社の責めに帰すことのできない不可抗力による前項に定める特典の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当社は責任を負いませんのでご了承ください。
- 5 当社の過失によりお預かりしたワインに関連する損害が発生した場合であっても、当社の損害賠償の累計総額は、債務不履行、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、120万円を限度としますのでご了承ください。

## 第8条 (VILLA FOCH SOVEREIGN)

本会員のうち、VILLA FOCH SOVEREIGN 利用権を付与された方は、本店舗において次の各号のサービスを受けることができます。

- (1) 本店舗が営業する平日 11 時～17 時において、本店舗をラウンジとしてご利用頂けます。
- (2) 靴磨き及びジャケットスチームサービス
- (3) 本店舗のカンファレンス、パーティー等のイベントスペースとしてのご利用（要予約、別途当社が定める料金が発生します。）
- (4) Butler Service（要予約、一部、別途当社が定める料金が発生します。）
- (5) 本会員様限定のイベントへのご招待

## 第9条 (ビジター)

当社は、次の各号に定める場合に、会員以外の方(以下「ビジター」といいます。)に本店舗の利用を許可することができます。

- (1) 会員特典規約に基づく会員の同伴
- (2) 当社が契約を締結した提携先の顧客等
- (3) その他当社が利用を許可すべき合理的理由があると判断したとき

## 附則 (2023 年 11 月 22 日改正)

(効力発生日)

- 1 本特典規約は、2023 年 12 月 22 日を効力発生日とし、同日より適用します。
- 2 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。